

水俣学研究の課題と水俣病事件の現在

花田 昌宣

熊本学園大学水俣学研究センター長

1. はじめに：越境する学としての水俣学のはじまり¹⁾

水俣病は、一企業が有機水銀を含む廃水が無処理のまま海洋に流し、行政も何ら規制を行わないまま海が汚染され、魚介類を介して、住民のいのちと健康を冒した公害病である。その意味で企業活動と環境影響の無視という発生当初の問題から、原因が究明され被害者が現出してくる被害拡大の過程、そしてチッソとの交渉や訴訟、さらに認定制度に基づく被害者の救済と補償に至るまで、水俣病事件はつねに社会的・政治的なコンテクストの中に置かれてきた。

臨床医学的に知覚障害、運動失調、視野狭窄などの症状を列記した、水俣病の症候論的な理解は、診断には有益かもしれないが、それだけでは病気を定義したことにはならない。臨床症状を拾い上げること、日常生活動作における様々の困難（ものを取り落とす、周りが見えにくい、スリッパが脱げやすいなどとして表現される）を含む社会生活における困難を拾い上げ記述すること、さらにそれらの症状に対する将来への理解と不安といった心理的・精神的機制、そこで得られた全体像、その総体を水俣病という疾患の中で捉え理解することが肝要なのである。

地域全体が被害にあったという公害病としての社会的な側面、認定制度や補償・救済からの定義も考慮すべきであるし、さらに被害者・患者の生活世界の中での病にアプローチしようとする、病を取り巻く差別、将来、つまり、加齢及び次世代への影響への不安などが広がっていることが容易に理解できる。だから水俣病とは何かと問いを立てるなら、上記の総体としての病気と理解しなければならないだろう。

たとえば、2017年5月には、水俣病関西訴訟で勝訴した原告が公害健康被害補償法上の水俣病患者認定を受けたのち、チッソが補償協定締結を拒否しているため、協定締結を求める訴訟の判決²⁾が大阪地裁で下され、原告患者側の主張が全面的に認められた。

この原告の場合には、当初、水俣病認定申請を行い棄却されていたが、水俣病関西訴訟において勝訴し司法上水俣病と認められ損害賠償を受けていた。その後、公害健康被害補償法上の行政認定を受け、改めてチッソに対して、認定患者に適用される補償協定を締結し、それに基づく賠償金（損害賠償請求訴訟の判決額との差額など）を支払うように求めた。

確かに関西訴訟判決で勝訴し、司法上メチル水銀中毒症（水俣病）と認められたとして

も、原告たちの認識としては、認定制度上で認められていなければ「ほんとうの」水俣病と認められたことにはならない。そうして、訴訟判決後、認定制度上の行政認定を受けた。ところがチツは、すでに訴訟で決着がついているので、あらためて追加の賠償は支払うつもりはないという態度を示し、補償協定の締結を拒否した。原告となった被害者の認識としては、あくまでもチツとの補償協定が結ばれてこそ水俣病患者として認められることになると思っていた。だからこそ、ほかの認定患者と同様の補償協定の締結を求めたのだった。

また、2016年11月29日には、新潟水俣病の認定をめぐる訴訟の控訴審判決（東京高裁）があり、行政によって水俣病を否定されていた原告患者たちが全員認定され、旧来の行政が定めた水俣病の認定基準が否定された。このような司法上の争いは近年でも10数件に上る。さらに、このような救済・補償の問題をめぐる訴訟上の係争だけではなく、不知火海沿岸地域の被害現地では、差別や偏見など多様な問題がひろがっている。まさに、未決の公害病事件である。

これらは、被害当事者に課せられた課題というばかりではなく、研究者にとっては、その意味を不断に問い続けることが肝要であることは論を俟たない。というのも、のちに述べるが、実際のところは、被害民に対して共感と支援が寄せられるだけではなく、逆に被害者・患者たちに対する差別と偏見も強く、さらにそれだけにはおさまらない「非難の眼差し」もまた存在する。

こうした現実と向き合いつつ、被害者に寄り添う研究として、われわれは「水俣学」研究を立ち上げ進めてきた。

この「水俣学」の始まりは「越境する学問」であり、初発に、学問の壁を越える、専門家の壁を越える、国境の壁を越える、などといった原田正純氏の提起があった。それとともに「水俣病は世界を映す鏡である」という原田正純氏の独特のことばもあった。水俣病と向き合っていると、社会が見える。さらに水俣を見ると社会が見える、水俣病から世界が見える、というほどの意味である。水俣病問題と向き合ってその課題を論じることは、明示的にも暗黙としても、社会や世界を論じることになる。

ただ、それは、水俣病という公害は、日本の経済成長が産業発展を優先し、弱者、地方を犠牲にしたとしても、そこにとどまらない経過をたどって今日に至っているのであるから、むしろ、水俣病を巡って、あるいは水俣において、具体的に生起している個々の事柄、一人一人の患者や関係する人々、それらへの関わりの中から、社会や世界が見えるに行った方が良い³⁾。

ここでは、このような社会の現実に向き合おうとする水俣学の研究の方法と実践について、述べることにする。

2. 被害者の運動と水俣学という新たな学：人類の負の遺産としての公害、 水俣病を将来に生かす学問

発生の公式確認とされる1956年から数えて66年にわたる水俣病の事件史は、被害者の苦痛と苦悩の歴史であるとともに、その被害者たちの補償と救済を求める訴訟や交渉などの社会闘争の歴史でもあった。

そうした中で、われわれはオープンな学としての「水俣学」を提唱し、新たな学の形成と構築を目指した。その特質は「知はどこにあるのか」から出発する⁴⁾。

われわれは水俣学の特徴として、医療者、専門職の知の独占の虚構を打ち破るための「専門家と素人との協働」を掲げる。水俣病事件史の中では「専門家」と称される学者、研究者の果たしてきた負の役割がおおきい。原因究明期に、アミン説だの爆薬説だの根拠もない説を提唱して水俣病の原因究明を混乱させた専門家たち、水俣病の訴訟においてチッソや国の側の証人となり原告患者側に対立する専門家たちがいる。この人たちが、のちに訴訟で敗訴し、間違いであったことがわかっても反省や謝罪の弁を聞くことはない。

水俣病の事件史に照らしてみると、非専門家である患者や漁業者、さらに工場労働者こそが現場の知と経験を有する「専門家」なのであり、その人々が有する知に学ぶことが大切であり、それらの人々の透徹した理知が水俣病の解明や被害や加害の機序の証明に当たって大きな役割を果たした。だから、研究・調査を進めていく上では、必ずしもアカデミズムの言語や表現法を持たないこれらの人々と協働する姿勢が大切である。

水俣学では、現場の持つ意味を大事にすると主張する。この方法自体は社会学や文化人類学では何も珍しいものではないだろう。しかし、水俣学では「現場に学ぶ」だけでは不十分で「現場に返す」ことの重要性を主張する。つまり研究の成果は現地に返されなければいけない。しかし、実際には成果を返さない研究者が多い。話を聞きっぱなし、アンケート調査をしっぱなしの研究者や大学院生は実に多い。あるいは学術研究報告書を届けて成果を返したという人たちもいる。これを社会学では「調査公害」として社会調査の授業で教えるらしい。

さらに深めていくと、実際にはこの「現場」とはコンフリクトの渦の中に置かれていることがわかる。研究者と称していてもこのコンフリクトの渦にどう身をおくのが問われるのではないだろうか。原田正純は「患者のために役に立つ研究」が必要だという⁵⁾。原田は医師であったから、医療者が患者の側に立つのは当たり前ではないかという。医師は病を治すことを業とする。しかしながら水俣病は、有機水銀による大脳をはじめとする中枢神経系への傷害であり一旦傷ついた神経の回復は困難である。そこで病と向き合いながら患者に寄り添い家族と付き合い、その暮らしと向きあっていく。「病」は治らなくても苦痛は軽減される。ついで、そのようにして患者やその暮らしとつきあっていくと否が応でも、社会や国家と向き合わざるを得なくなる。

原田は、熊本大学医学部での調査研究（いわゆる1971年6月に開始された第二次研究班の

調査)や地域の住民や労働者と取り組んだ自主検診、熊本学園大学での地域調査などで現地調査を重ねて来た。その一方、様々の水俣病の法的争いでは、求められれば、自らの研究を生かした意見書を書き、裁判の証言に立って来た。そこで原田は患者の側に立ちすぎるといふ声が聴こえてくるようになった。しかし、原田はその都度、医師が患者の声を聞き患者の役に立つのは当たり前じゃないかと切り返していた。じつは水俣学研究もそのように言われることが少なくない。同様のことは労働組合や労使関係史の研究でも言えよう。

水俣学は、医学ばかりではなく法学や社会学など様々な学問の分業と総合を重視し「学問の壁を越える」ことを大事にしている。水俣学とは何かについては、これまでもいろいろと書いてきているが、そもそもは、「人類の負の遺産としての公害、水俣病を将来に生かす」学問という表現で、新しい学の創造を志した。ちょうど2000年に入る頃である。水俣という地域の名前を冠してあるので、当時トレンドとなっていた「地域学」(南大阪地域学、宝塚学…)かと誤解を受けることがあった。固有の地域の歴史や文化、民俗などを対象とし、研究機関、地元市民や産業界と連携して進められる地域学とはそもそも出発点が異なる。

また、「水俣病学」としなかった理由は、われわれの研究調査が、水俣病という病いの研究、あるいは医学研究に収斂されることを避けようとしたからである。

また先にふれたように水俣学とは「弱者のための学問、現場主義を主張し、知識しか与えない教育や知識人に対する批判としての学問」として構想された。権力によって踏みつけられ、圧迫されてきた人々や地域から出立し、その課題に向き合うことを当事者とともに社会を打とうとする学であり、その時に提唱していた課題あるいは方法とは重複を恐れずパラフレーズすれば下記のような4本の柱になる。そしてこれらは現在の水俣学研究においても生きている。

1. 現場に学び現場に返す、地元で学び、地元で返す。そこでは現場とは何なのか問われる。「現場」とは出来事が起きた場所であり、そこにおける人間関係や社会環境をも包み込む広い概念と考えている。また、先に触れたように社会にとって有用な知的生産とその社会への還元、地域に根ざした研究体制を目指すこととなる。

そうした点を踏まえてわれわれは、研究センターの発足と同時に水俣市内に水俣学現地研究センターを設置し、調査・研究の拠点とした。水俣病被害者らの医療福祉相談を定期的実施するとともに、オープンな研究会を行ったり集いの場所とするとともに、水俣病関連資料や新日窒労組資料を収集・配架し、資料センター的機能をもたせたりしている。

2. 学問の壁を越える、多様な学問の学際研究あるいは学融合をすすめ、インターディシプリナリーあるいはトランスディシプリナリーな研究を推進する。

水俣学研究センターは、医学や公衆衛生学、工学、社会福祉学、社会学、法学や経済学など多様な出自を有する研究者や客員研究者によって構成されている。客員研究員の場合に

は、所属も全国の大学や研究機関にわたっているだけではなく、アカデミックな研究機関に所属しない在野の研究者や住民も含んでいる。それらの人々による共同調査、研究が進められている。

3. 専門家と素人の壁を越える、オープンでかつ共同の営為、知識生産拠点の分散化をはかる。水俣学研究センターの客員研究員のなかには、地域住民、労働者、水俣病患者など大学の研究者ばかりではない様々な人々がいる。『水俣に生きた労働者』（花田昌宣、富田義典・チッソ労働運動史研究会編著、明石書店、2021年3月）に結実したチッソ労働運動史研究会は研究者と元工場労働者によって構成されていた。

また地域の人々と地元調査を行う「みなまた地域研究会」をつくり、市民科学⁶⁾にもとづく環境調査を行ったり、あるいは学生・大学院生と実施する現地フィールドワークにおいては地元住民にインストラクターとして参加していただいている。また、毎年1月に水俣市で水俣病事件研究交流集会を開催しており20回近くになる。これは、大学などの研究者が報告・発表するばかりではなく、在野の研究者や市民団体や患者団体からの報告もあり、地元ばかりではなく全国から200名近くが参加して活発な討論が行われる場である。2022年も1月8日に水俣市内のエコネットみなまたを会場に開催し、オンラインで全国に配信した。

4. 国境の壁を越える、国内外への発信と世界に開かれた学問の形成を目指す。水俣学としては、カナダ・オンタリオ州先住民居住地域において発生した水俣病の現地調査を2004年からおこなっており、さらに韓国、タイ、中国、台湾、ベトナムなど産業開発とともに進む環境破壊と公害被害発生地域での現地調査・交流を進めている。また近年は金鉱山における水銀汚染による健康被害が疑われるインドネシアの現地調査をおこなっている。もちろん研究員・客員研究員の中には国際的な調査研究活動を進める人々も少なくない。現在のコロナ感染症の拡大下で現地の訪問調査は困難になっているが、情報交換や関係形成は継続しており、現地からの期待も大きい。この積み重ねを経て、「環境被害に関する国際フォーラム」を世界の10数ヶ国・地域の被害者・研究者とともにこれまで3回（2006年、2013年、2019年）開催して、経験の交流と知の共有を図っている。

上記の4つの柱を最初に提唱したのが1999年であった⁷⁾。1956年の水俣病発生の公式確認から40年以上経過しており、水俣病訴訟や運動が1995年の政治解決や和解によって、ひと段落したかに思われていた時期であった。

これらの4つの柱に基づいて、教育面においては熊本学園大学に「水俣学講義」という正課の授業を開講するとともに、研究プロジェクトを立ち上げ、2005年には水俣学研究センターを創設することができた。立ち上げの時点では大学の支援に加えて、トヨタ財団、大竹財団をはじめとする複数の財団系の助成にお世話になり、さらに科研費や文科省の大型研究助成の支援を受けて調査研究を進めてきた。

さらに、この研究センターでは、成果公開科研費（データベース科研）による助成を受けながら、水俣病関連資料の収集整理とデータベース化を進め、国内外の研究者ばかりではなく広く市民にも活用できるように公開している⁸⁾。所蔵資料の目録はもちろんのこと、所蔵資料の画像データなども積極的に公開している。これらは水俣学研究所センターのホームページから誰でもアクセスできるように構築されており、海外からのアクセスも少なくない。

重ねて言えば、私たちは学問研究方法としては、単に専門家によるアカデミズムに閉じこもった研究ではなく、地域の患者・被害者や関係者の協働として展開されるべきものであることを主張しており、また、その成果は研究のための研究におちいることなく、地域にさまざまな形で還元されることを目指していた。地元の人々との密接な協働がそれを可能にするであろうし、こうした分野・対象・方法の融合の上に立つ学問分野として「水俣学」を構築することを考えていたのである。

3. 研究と実践という問い

水俣学研究所という研究方法の独自性は、専門研究者であることを大事にしつつも、それを超えていこうとするところにある。その際、研究という立場あるいは研究者という立場が、否が応でも問われることになる。

水俣に限らず、社会的な課題を扱う様々な研究調査において、よく聞かれるのは「私は研究者ですから…」「私の専門は工学ですから…」「私の専門は社会学で…」などということばである。専門領域の研究会や学会の内部ではおよそ聞かれることのない表現が、現場での講演や対話の場でしばしば用いられる。

この場合、「現場に渦巻く矛盾や葛藤から距離を置くことができる」「客観的な観察ができる」と考えての発言なのか、あるいは「専門の立場から現場の実践家では分からないことを教えてくれることを期待されている」と思い込んでの発言なのか、意味はいろいろであろう。研究者であるから、「無力なんです」と諧謔的に語る人にはなかなか出会うことはない。

それに対して、水俣での現場での反応といえば、水俣では数多くの調査目的の研究者たちを受け入れた経験から、だから何なの？という顔をされることが多いが、だいたい反発される。

かつて地元の人たちは、遠方からはるばる訪れる人たちの調査研究に多くの場合、好意的協力的であり、その見返りを期待していたわけではなかったと思う。しかし、その研究者たちが何をもたらしてくれたかというとはなはだ心もとない。資料を貸したはずなのだが返ってこない、色々と話をして録音も取っただけでいかれたがその後どうなったのかなあ、などと聞かされることもあり、研究調査のイロハもわきまえない人たちがいるばかりではない。さらに成果が地元にもどのように還元されているのかとなると、はなはだ心もとないのである。

加えて、実際には、調査の対象となる患者や住民への調査であるから、関係性がどの程度

築かれているかによって、調査によって得られるものも大きく変わってくる。最近目につくようになったのが先行調査や先行研究を踏まえずとにかく現地を訪問するという「研究者」である。こういった話は震災後の東北や福島でもよく聞く。じつは、本質的には、水俣でも同様のことがいえるのかもしれない。

原田正純氏の専門家批判の根底には、「専門家」ということによって中立性を謳うことへの批判的眼差しと、水俣の経験から見えてきた専門家と称する人々の「科学的知の独占による支配」にならないか、というふたつの基本的な考え方が横たわっている。そうである以上、地域住民や被害者を前にして、専門家としてのアドバイスはできるものの、説き伏せるということは望ましくないし、したくない。

もちろん、水俣病事件史における専門家の果たした役割は大きいものがあると思うのだが、その一方で体制に取り込まれていく学問・研究者たちが多かったことも言うまでもない。さらにいえば、専門家の議論と称した科学論争の不毛さというまでもない。

だからこそ、水俣学においては、地元で学び地元に戻す、専門家と素人との協働をだいじにしているのである。

4. 実践とは何か、学的実践とは何か

そこであらためて「実践」とは何かを考えてみる。ここでは、学生運動や社会運動などの行為としての「実践」などではなく、研究者としての知的実践とでも言うべきことを考えている。学者が「運動家」になったり、運動家を装うとろくなことはないことは論を俟たない。

研究者の知的実践とは、現実の課題にコミットし、問題の道筋を示し、解決の方向性を示すということであろうか。社会運動へのコミットといっても、水俣学にとっては、アドバイザーとしてではなく、共に歩むものとして、現場と切り結び、現場の知にまなぶということであろうか。

ここで筆者は、原田正純氏がよく口にしていたことを想起する。原田氏は、水俣病に関わり始めた頃から、さらにいえば1969年から始まる水俣病訴訟などにコミットし始めてから晩年にいたるまで、大学内外で、「患者の側に立ちすぎる」と批判・非難されてきた。原田氏が2012年に他界したのちにも、現在の水俣病訴訟においても同様なことが起きている。法廷内での主張であり訴訟上の書面に書かれていることなので一般には知られることは少ないが、原田氏の研究は、水俣病患者を救済しようという予断にもとづいて診察を行っており、信用性に乏しいものであるなどという行政側（国や熊本県）からの主張が堂々となされている。

これに対して、原田氏は、「私は医者である。医者が患者の側に立つのは当たり前である」ときりかえず。このことは、社会学者にとっても同様であろう。

むしろ問われているのは、「専門」を生かすということであり、活かすだけの専門性を身につけているか、と言うことではないのだろうか。

水俣学としては、その独自性を大切に、単に解釈するばかりではなく、患者の役に立つ学問として、将来展望も示したいと考えている。しかし、その前にすることがたくさん、膨大にあり遅々として進まない。結局、関わり続けることなのかと感ずることさえある。

5. 学のあり方への提言 水俣学と新たな学問の方法論の可能性

水俣学といいはじめたころ、「水俣学」というけれども、体系性も方法論も明確ではないし、そもそも何が研究課題かもわからないではないかという批判めいた言葉をよく聞いた。そこでこうした体系性を有するディシプリンとは何か、それと水俣学とはどのように関係するのかを考えてみる。

(1) 水俣学と学問的ディシプリン

私たちは、水俣学の発展を考えるために様々の研究者たちとの交流を重ねている。その一つが京都大学の東南アジア研究センターの地域研究との交流である。これは文化人類学者であり水俣学研究センターの客員研究員であった故足立明教授の導きによるものであった。

この「地域研究」に関して、京都大学に新たな機構を創出しようとしていた研究者からの面白い発言があった。地域研究の提唱者の一人である立本成文氏は次のように述べている。

地域研究というのは、すねて言えば、学問に行き詰まった人が集まってきて、「地域」という枠組みの中で新たな境地を求めようとする営為である。

地域研究は本質的に、教師が分かっていることを生徒に教えるような教育の場にはなじまないとも言える。地域研究というカリキュラムができた時には、地域研究はもはや無用の学問となるか、あるいは新しい旅路に再出発しなければならない時であるかもしれない。⁹⁾

この発言は、水俣学を立ち上げようとするシンポジウムでの原田正純氏の発言とじつに似通っている。

私は、水俣病は鏡みたいなものだと思います。これに映してみるといろいろなものが見えているわけです。しかしそれは普通の鏡とは違って、見方によっては歪んでも丸くもどうでも見える、水俣病はそんな事件だと思います。だからとにかくいろいろな分野、別にそれは研究というふうに限らなくていいので、一人ひとりの生き様みたいなのをそこに映したときに見えてくる、自分が見えてくる。そういうテーマだと思うのです。だから、「水俣学」、「学」といっても研究者だけがやるっていうイメージでもないですよ。市民に開放して、というか素人も参加して、みんなで寄ってわいわいやろうやという感じが、私としては強いわけです。それは、専門家と素人とは何かというこ

とです。だからあんまり言葉だけで「学学学」といくと、本当にガクガクっといくんじゃないかと思います。¹⁰⁾

「学」という「完成形」ができたとするそれは自壊の始まりなのではないかというシニカルな内容を持つ発言である。既成の学問なるものに対抗して新たな学的体系を構想しようとする事へのいさめである。われわれは、水俣学という新しい学的ディシプリンを構築しようとしているのではない。

これについては足立明氏が紹介してくれたマイケル・ギボンズの学問のモード論が参考になるので水俣学と重ね合わせて検討してみる。

(2) 学問のディシプリンと方法論とは何か

ディシプリンとは、学問的ツールや枠組み、方法と体系性の一貫性の共通理解の成立する世界ととりあえず理解しておき、法学、物理学、政治学、経済学、心理学・・・などという学問を念頭におくことができる。

市川幅信氏が手際よくまとめているので引用しておこう。

ディシプリンとは、ある一群の問題とその解決法に関する研究成果を整理しとりまとめることにより、問題の発見・提示とその解決法の開発にかかわらなかった人々、すなわち、その学問の創成にかかわらなかった人々を教育・訓練するのに効率的なものにした体系を意味する。¹¹⁾

そこで、この研究世界は、研究課題、研究対象、研究の手段の総体を通して、何を明らかにしようとするのか。学生時代以来、幾つもの話を聞かされてきた。

第一は、(科学的)「真理」を明らかにするというものであった。これは今日の科学論からするととても議論に耐えうるものではないが、真顔で語る教授たちがいた。客観的真理(the truth)などといわれても、神ではあるまいし誰も理解し得ない世界に入り込むことは必定であり、これを民衆のための真理と置き換えても同様である。

もう少し慎ましやかに、埋もれた見えない「事実」を明らかにするというものもあった。たしかにファクトファインディングは研究調査の前提ではあっても、それ自体がどのような意味を有するのかという問いかけなしには、社会的な課題には向き合うことは難しい。

その次に筆者が経済学を専攻していたこともあって大学の授業で聞かされたのが、学問の課題は法則性を明らかにするというものであった。マルクス経済学において、価値法則を説明し恐慌の必然性をしめすという説である。あるいは宇野経済学の理論においては、資本主義社会の客観的法則性を明らかにするために、現状分析とは区別された純粋な資本主義形態としての原理論をおいていた。これらの議論は一概に否定するつもりはないが、時代的制約性を帯びていたことは確かであろう。

それらを受けて話を進めていくと、「政策提言をする」、あるいは「人々への道しるべを作る」ということになる。しかしながら、それが自己目的化されるとき、結局のところ学問研究のもつ立場性が問われることになり価値理念と学問の問題へ、つまり社会科学方法論争へとたどり着くことになる。こうして、問いは元に戻ってきて、「学」とは何かが問われることになる。

最後に

水俣学というディシプリンがあるわけではないし、学的体系性があるわけではない。学とは何かを問い直す学問、しかし100年後も生き続ける学問として研究機関の壁を越えていく学問が水俣学である。

また、先に触れたように、膨大なチツソの労使関係資料に加えて、水俣病に関わる資料、地域資料については、徐々に目録化を進めデータベースを水俣学研究センターのホームページ上で公開している。さらに写真や動画も搭載して水俣学アーカイブを構築している。

「記録」という学的営為もまた水俣学にとって大切にしていることであり、広く活用されることを願っている。

注)

- 1) 本稿は、看護倫理学会第11回大会（2018年5月27日、日本赤十字看護大学）での特別講演の発表原稿を大幅に改稿し、タイトルも変更したものである。当日の発表は「水俣病の学術と運動の担い手」日本看護倫理学会誌第11巻1号に掲載されているが、内容的にも大きく異なっている。
- 2) 平成26年（ワ）第11819号、補償協定上の地位確認請求事件、大阪地裁。
- 3) 花田昌宣「公害被害と社会福祉の課題の方法論序説：水俣病事件の被害の社会的側面に関して」『水俣学研究』8号、2018年、pp.47-60。
- 4) その具体的経過については、次に述べたことがある。「『負の遺産』を将来に生かす『水俣学』」『大学時報』日本私立大学連盟、54(301)、2005年、pp.66-71。
- 5) 原田正純「水俣学と倫理」『水俣学講義 第5集』日本評論社、2012年所収。
- 6) 高木仁三郎『市民の科学』講談社学術文庫、2014年。
- 7) 「水俣の問いと可能性：『水俣学』への構想力を求めて：1999年2月27日シンポジウム記録」『社会関係研究』熊本学園大学社会関係学会、7巻1号、2000年、pp.1-54。
- 8) 水俣学研究センターのホームページ上にデータベースのページを作り、12の資料群の目録を掲載しており、部分的ではあるが資料そのものも見ることができるようになっている。
<https://www3.kumagaku.ac.jp/minamata/database/>
- 9) 立本成文『地域研究の問題と方法—社会文化生態力学の試み』京都大学出版会、1999年。
- 10) 「シンポジウム 水俣の問いと可能性」原田正純・花田昌宣編『水俣学研究序説』藤原書店、2004年3月、p.358。
- 11) 市川惇信「『ディシプリン』を考える」『研究 技術 計画』研究イノベーション学会、10巻3.4号、1997年、p.142。